

Weekly Report

第605号
令和3年6月14日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

非上場株式等に係る法人版事業承継税制

中小企業の事業承継を支援する税制として、後継者が非上場会社の株式等や個人事業者の事業用資産を贈与又は相続等により取得した場合に、一定の要件のもと、贈与税や相続税の納税を猶予・免除する事業承継税制があります。

◆法人版事業承継税制の特例は時限措置

非上場株式等が対象となる法人版事業承継税制には、「一般措置」と平成30年度税制改正で10年間の措置として設けられた「特例措置」があります。

特例措置では、*納税猶予の対象となる非上場株式等の制限を撤廃し、全株式を対象、*納税猶予割合は100%、*雇用維持要件(雇用の8割を維持)を満たせなかった場合でも、その理由を記載した書類を提出することで納税猶予を継続可能など、一般措置を拡充した制度となっています。

この特例措置は、令和5年(2023年)3月までに会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を都道府県に提出し、確認を受けた場合が対象となり、令和9年(202

7年)12月までの間の贈与・相続等について適用されます。

◆令和3年度改正による後継者役員要件の緩和

非上場株式等に係る相続税の納税猶予では、原則として後継者は被相続人の相続開始の直前において会社の役員である必要がありますが、令和3年度税制改正において後継者の役員要件が緩和されました。

これにより、特例措置については、①被相続人が70歳未満(改正前60歳未満)で死亡した場合、②後継者が特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合に、役員要件は不要となります(①は一般制度についても同様)。

ふるさと納税等による住民税の控除を確認

個人住民税は、前年1～12月までの所得等を基に計算された税額を、その翌年の6月から納付することになります。

昨年中にふるさと納税を行い、確定申告又はワンストップ特例制度を適用した方については、住民税が減額される形で控除されますので、住民税決定通知書に記載されている市町村民税(特別区民税)と道府県民税(都民税)が正しく控除されているかを確認しましょう。

なお、新型コロナの影響による所得税の確定申告等の期限延長に伴い、延長期間に行われた申告内容が住民税額に反映されていない場合があります。その場合は後日、税額の変更通知が送付されます。

ワクチン接種業務に従事する被扶養者の特例

健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者の認定及び資格確認において、被扶養者の収入確認は今後1年間の収入見込額により判断します。

現在、新型コロナワクチン接種が短期集中的に行われており、医療職の確保が喫緊の課題となっていることから、特例措置としてワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の方に対する特例が設けられ、ワクチン接種業務(令和3年4月から令和4年2月末までの期間)による給与収入は年間収入に算定しないこととなりました。